

仕様書

1 業務の名称

新・琵琶湖文化館整備事業に係る歳入確保アドバイザー業務委託

2 業務の趣旨

滋賀県は、国宝・重要文化財の指定件数が全国第4位であり「近江の文化財で”つなぐ”“ひらく”未来の滋賀」を基本理念に、近江の文化財を保存・継承・活用・発信する中核拠点として、新しい琵琶湖文化館（以下、「新文化館」という。）を、令和9年12月の開館を目指し整備を進めている。

新文化館の整備に伴い、本県ではファンドレイジングの手法により文化芸術分野における歳入確保およびその働きかけの取組を進める予定である。

本業務においては、本県の特長や現在の取組状況をふまえて、効果的な歳入確保のための取組等を検討し、専門的・客観的な調査分析に基づく戦略的な実施計画に係る提案・助言を求めるものである。歳入確保の目標額は4億円以上を想定する。

なお、本業務は専門的な知識や豊富な実務経験を持つ民間事業者に委託することとし、本実施要領および仕様書に基づき、契約予定者を決定するものとする。

※ファンドレイジング：民間非営利団体が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称（※日本ファンドレイジング協会HPより）

3 履行期間

契約締結日から令和7年1月31日までとする。

4 業務を受注した場合の業務履行

(1) 受注者は、契約締結後、県と協議の上、速やかにスケジュール表および実施体制を記載した業務計画書を提出する。

(2) 受注者は、あらかじめ提出した担当者予定表により当該業務を履行する。

(3) 受注者は、業務の統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

5 業務内容

(1) 現状調査および分析

受注者は、本県および新文化館整備事業における歳入確保の実態や体制等を把握し、課題点を抽出するなど、現状調査および分析を行うこと。現状調査にあたって、県の窓口担当者や関係者だけでなく、必要に応じて関係機関・団体や寄付者等へのヒアリング、他事例や先行研究の調査等を実施すること。分析にあたっては、新文化館の価値や存在意義の再言語化、資金提供者となりえる候補者のリストアップ、情報提供方法、寄付方法、返礼・インセンティブの検討など専門的・客観的なものとなるよう努め、次項の戦略的な実施計画に反映すること。

また、新文化館整備事業については以下の滋賀県HPを参照すること。

- ・「新しい琵琶湖文化館の整備について」中、みだし「(仮称)新・琵琶湖文化館基本計画(令和3年3月策定)」や「(仮称)新・琵琶湖文化館整備事業に係る業務分担と要求水準の考え方(案)について(令和4年3月9日)」等

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/bunkazaihogo/322269.html>

- ・「(仮称)新・琵琶湖文化館整備事業の落札者の決定について」

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/332615.html>

(2) 歳入確保のための戦略的な実施計画

受注者は、現状調査および分析の結果を基に、より効果的に歳入確保を行うための方針、実施方法、体制、スケジュール、歳入確保の目標額等について戦略的な実施計画を提案すること。実施計画の提案にあたっては、令和6年8月を目途に計画骨子を含む中間報告を行い、概ね令和6年12月末には最終報告案を提示すること。

本業務の実実施計画において想定する期間は、概ね本業務終了後から令和9年12月の新文化館の開館まで、歳入確保の目標額は4億円以上を想定すること。

このため提案内容については、一過性ではなく継続的な取組となるよう、中長期的な視点により実現可能で具体的な内容とすること。また、ファンドレイジングの社会的な潮流や経済環境をふまえた目標額を定めると共に、ファンドレイジング活動を通じて、新文化館の活動内容に対する理解や共感を深めることで、社会的認知度向上を目指す内容であること。

(3) 県担当者および関係者等への研修

受注者は、本業務を円滑に実施するため、県担当者および関係者等に対してファンドレイジング研修を1回以上実施すること。実施にあたっては、日本ファンドレイジング協会の選択研修として研修ポイントが付与されるなど実効性の高い研修となるよう配慮することが望ましい。

(4) 定期的な打合せの実施

受注者は、月1回～2回程度、県の担当者および関係者等と打合せを行うこと。打合せには統括責任者が出席し、打合せ方法は県と協議の上、決定すること。なお、オンラインによる打合せも可とする。

(5) 体制の構築

受注者は、本業務の遂行に当たり、統括責任者をはじめ、ファンドレイジング全般についての調査研究および提案に高度な知見を有するとともに、同種事案での実績をもつ者による体制とすること。

(6) 本業務に係る助言・相談

受注者は、業務に関して県が要請する際には電話、メール、WEB会議等による助言・相談等に随時応じること。また、計画の実施に向けた準備や歳入確保の取組を県が行う場合、可能な範囲で助言・相談等に応じること。

(1) 成果物（業務完了報告書）の提出

受注者は、本業務終了時の成果物として、今後の歳入確保のための戦略的な実施計画を業務完了報告書として県へ提出すること。なお、業務完了報告書の提出に当たっては、成果物の構成・内容等について事前に県と調整を行うこと。成果物は県に電子データにて提出すること。

(2) 電子データの保存媒体とファイル形式

電子データの保存媒体とファイル形式は以下のとおりとする。ただし、必要に応じて県と協議の上、変更することができる。

ア 保存媒体

CD-ROM または DVD-R（ディスクのレーベル面およびケースに、委託件名および受注者名を明記すること。）

イ ファイル形式

Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式、Microsoft PowerPoint 形式（いずれも編集可能なもの）および PDF 形式とする。

(3) 著作権等

本業務の実施にあたり発生した著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む。）は、受託者または第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、滋賀県から委託料が支払われたときに移転するものとする。また、県が承諾した場合を除き、受注者は成果物を公表してはならない。

7 特記事項

(1) 再委託

受託者は、受託業務の全部を第三者に委託してはならない。また、受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定および技術的判断等を再委託することはできない。なお、受託者は、当該再委託に係る再委託先の行為について、すべての責任を負う。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) その他

仕様書および契約書に記載されていない事項については、民法その他関係法令に則り、県と協議の上、これを決定すること。